

令和元年第5回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和元年5月13日、午後2時に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第5回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄 (欠席)	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手嶋 博行	11番 手嶋 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	(※20番から23番は、代表推進委員。)	

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地改良届出について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第8号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	高 岩 浩 司
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	水 落 ひかる
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大山 豊 揚

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和元年第5回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に1番藤原委員、3番田中委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
それでは、1頁をお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。4頁まで計23件ございます。以上、報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から23番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。
議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から23番について、これを受理いたします。5頁をお開きください。
次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とし、事務局の説明を求めます

事務局 (水落) 議案朗読及び資料をもって説明。1件です。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。
15番 15番 穴見委員。
(穴見委員) 届出物件は、議案書に記載のとおりで992㎡。20cm～60cm盛土し高さを調整した後、ハウスを建設するものです。排水は、既存の水路へ流し、バナナを作付するとのことです。尚、一部に盛土した箇所がありましたので、始末書が添付されています。以上でございます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 なければ、本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。6頁をお開きください。
次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (大山) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び農業振興課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
9頁をお開きください。
- 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局 (岩切)「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。
よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の14番 櫻木委員、27番 永井委員を指名いたします。
- 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の3番 田中委員、26番 空閑委員を指名いたします。
- 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。
よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の11番 手島委員、33番 草場委員を指名いたします。
- 次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。
よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の11番 手島委員、33番 空閑委員を指名いたします。
- 次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。
よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、担当地区委員の14番 櫻木委員、27番 永井委員を指名いたします。
- 次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。
よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、担当地区委員の18番 伊藤委員、24番 塚本委員を指名いたします。
- それでは、審議番号1番から6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、議案第2号、審議番号1番から6番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
- 議 長 11頁をお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。尚、この案件は、農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。15頁まで15件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま

す。4番 森山委員。

4番 (森山委員) 審議番号1番について説明いたします。契約は売買、権利移転の理由として、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。柿を栽培するとの事です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございせんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありせんか。

議長 審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。
19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号2番について説明いたします。契約は売買、譲渡人は兵庫県在住で、遠方なため耕作不可能であり離農。譲受人は、親戚であり、この度売買が成立しております。譲受人は経営拡大です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございせんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありせんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

議長 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明いたします。契約は売買、譲渡人は経営縮小。譲受人は株式会社〇〇〇〇で、加工用原料の試験・研究・実証圃場として利用するものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございせんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありせんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

議長 それでは、議長を後藤会長と交代いたします。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 議長を交代しました。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。3番 田中委員。

3番 (田中委員) 審議番号4番について説明いたします。契約内容は贈与。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人は高齢のため譲受人に長く貸していたが、後継者もないためこの度贈与に至ったものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございせんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。11番 手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号5番について説明します。譲渡人は高齢で、譲受人に長年貸しており、今回贈与したいということでの申請となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 推進委員 ありません。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。11番 手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号6番について説明します。譲受人は経営拡大。譲渡人は経営縮小で、譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 推進委員 ありません。

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号7番について説明いたします。契約内容は贈与。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは、同姓で本家・新家の親戚関係にあり、親の代に渡すように話が出来ていたようです。譲渡人は高齢のため経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 推進委員 ありません。

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
 議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。10番 手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号8番について説明いたします。契約内容は贈与。譲渡人は遠方で高齢であり、親戚に長く貸しており今回の贈与に至っております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 推進委員 ありません。

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。1番 藤原委員

1番 (藤原委員) 審議番号9番について説明いたします。契約内容は売買。譲受人は経営拡大です。
譲渡人は、相続放棄地の整理のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。担当委員の8番 森部委員

8番 (森部委員) 審議番号10番について説明いたします。契約内容は売買。譲渡人は、規模縮
小、譲受人は経営拡大。譲受人は他市の方ですが、申請土地まで車で15分程で来れます
し、以前ハウスが建っていましたが、荒廃地寸前の状態でした。今回話がまとまり荒廃地
防止にもつながります。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。13番 田中委員。

13番 (田中委員) 審議番号11番について説明します。譲受人は相手方の要望で経営拡大。譲渡
人は経営縮小で、譲受人との間で売買が成立しています。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。16番 林委員。

16番 (林委員) 審議番号12番について説明します。契約は売買で、譲受人は経営拡大。譲渡人
は経営縮小です。譲受人は、平成29年の豪雨災害で自分の田が被災し、耕作できる農地が
少なくなったため、今回農地を取得するとのこと。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。18番 伊藤委員。

18番 （伊藤委員）審議番号13番について説明します。譲受人は経営拡大。譲渡人は遠方で離農
すると言うことで双方の間で話がまとまり売買での申請となっています。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号13番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。12番 畑委員。

12番 （畑委員）審議番号14番について説明します。契約は売買です。譲受人は経営拡大。譲渡
人は離農です。申請地は平成29年の豪雨災害で被災し、今後「改良型復旧計画」があり、
復旧後に営農を再開する予定です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません

議長 なければ、審議番号14番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。

次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。12番 畑委員。

12番 （畑委員）審議番号15番について説明します。譲受人は市外在住ですが、実家が申請土地
の地域にあり、現在も営農しております。譲渡人は経営縮小ですが、ほぼ離農です。譲受人
が隣地も耕作していることもあり、双方の間で話がまとまり売買での申請となっています。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません

議長 審議番号15番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。

ここで、議事進行上、暫時休憩といたします。14時45分より再開いたします。

（休憩：14時37分から14時45分）

（暫時休憩後、「現地ビデオ」上映）

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。16頁をお開きください。
次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
続けて、審議番号1番についても説明をお願いします。

事務局 (水落) 議案書により説明。3件ございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
17頁をお開きください。次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案書により説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案書により説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
18頁をお開きください。
次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案書により説明。2件ございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。
次に、審議番号1番について、私が担当委員になっていきますので、議長を伊藤副会長と交代
します。
(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。
19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的は、集合住宅1棟4戸を建設する
ものです。転用の理由は、申請地が三角で歪な形をしておりますので、耕作がしにくい
ため、アパート経営により家賃収入を得ようとするものです。農地法の運用については、用途
地域に指定されている農地に該当し、第3種農地です。雨水排水は側溝へ、下水は下水道に
接続するということで区会長・水利組合長の承諾も得ています。問題ないと思います。
ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
 それでは、議長を後藤会長と交代いたします。
 (議長交代：伊藤副会長 → 会長)
- 議 長 議長を交代しました。審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
 11番 (手島委員) 審議番号2番について説明いたします。転用目的は農地改良一時転用です。転用の理由については、社会福祉法人〇〇園の利用者が畑として農地改良を行うため、1.2m地上げをするものです。作付は、さつまいもです。
 農地法の運用については、10ha以上の一団の農地で第1種農地です。
 ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
 19頁をお開きください。次に議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。20頁まで4件ございます。
 ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番 手嶋委員。
 5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。契約は売買、転用の目的は、自己用住宅で転用の理由は、現在実家住まいで手狭なため、自己用住宅を建築するもの。農地法の運用は、その他の農地で、第2種農地に該当します。雨水は自然流下、汚水は下水道に接続します。区会長・水利組合の承諾をえており、問題ないと思います。
 審議の程、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
 議長、17番 樋口です。
- 議 長 17番樋口委員。
 17番 (樋口委員) 申請土地が538㎡となっているが、この申請は農家住宅ではなく、一般住宅の申請のようですが、一般住宅であれば転用面積は、500㎡までではないのか。
- 事務局 確かに一般住宅の場合は500㎡までですが、自己用住宅と自営業の資材置場が必要なため、住宅以外の必要性がある場合2割増まで認められています。必要性については、申請者から聞き取るとともに県とも協議し、妥当であるか判断しています。
- 議 長 ここで、暫時休憩します。その場でお願ひします。
 休憩前に引き続き会議を開きます。審議番号1番について、他にありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番 手嶋委員。
 5番 (手嶋委員) 審議番号2番について説明します。契約は賃貸借、契約転用の目的は、一時転用で工所用現場事務所及び露店駐車場として使用するものです。転用の理由は、小石原川ダ

ム建設に伴う現場事務所棟の設置のためです。農地法の運用は、10ha 以上の一団の農地に該当、第1種農地です。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代します。

（議長交代：会長 → 伊藤副会長）

議長 （伊藤副会長）議長を交代しました。審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。
19番後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号3番について説明します。契約は売買、転用の目的は、宅地分譲で7区画開発するものです。申請地周辺は、宅地化が進み交通の便も良いため、住宅分譲用地とするものです。雑排水は公共下水へ、雨水は既設水路へ流します。農地法の運用は、用途地域が定められた区域で第3種農地。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

議長 それでは、議長を後藤会長と交代します。

（議長交代：伊藤副会長 → 会長）

議長 （後藤会長）議長を交代しました。20頁をお開きください。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。14番 櫻木委員。

14番 （櫻木委員）審議番号4番について説明します。契約は売買です。転用の目的は露店駐車場。転用の理由は、近隣で工事発注が有り、今後朝倉市で経営拡大を行っていく予定で、駐車場が不足しているため整備するものです。農地法の運用についてはその他の農地に該当。農用地区域外、第2種農地です。ご審議方、よろしく願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

21頁をお開きください。次に、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

審議番号1番についても続けてお願いします。

事務局 （岩切）審議番号1番は、推進機構からの買入れです。
ご審議方よろしく願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、議案第7号、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
22頁をお開きください。次に、議案第8号「非農地判断について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番 藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号1番について説明いたします。現地の状況はビデオにて見ていただいたとおりです。平成2年に倉庫が建築され、当時は違反転用であります。既に29年が経過しております。区会長、隣接者の証明も取っております。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 他に、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:25)